

各 位

会 社 名 株式会社ストライダーズ
代表者名 代表取締役社長 早川 良一
(J A S D A Q ・ コード 9 8 1 6)
問合せ先 常務取締役兼 C F O 若原 義之
電 話 0 3 - 5 7 7 7 - 1 8 9 1

資本準備金の額の減少及び剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催された取締役会において、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会に「資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件」を付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の目的

平成 29 年 3 月期末時点で繰越利益剰余金は 173,267,919 円の欠損が生じております。つきましては、この繰越利益剰余金の欠損を解消し、今後の資本政策の柔軟性と機動性を確保することを目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行うものであります。

2. 資本準備金の額の減少の内容

会社法第 448 条第 1 項の規定に基づき、資本準備金の一部を減少させ、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する準備金の項目及びその額

資本準備金 268,010,000 円のうち 173,267,919 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 173,267,919 円

3. 剰余金の処分の内容

上記 2 の資本準備金の額の減少の効力発生を条件として、会社法 452 条の規定に基づき、その他資本剰余金を繰越利益剰余金に振り替えることにより欠損を解消するものであります。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 173,267,919 円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 173,267,919 円

(3) 増減後の剰余金の残高

その他資本剰余金 0 円

繰越利益剰余金 0 円

4. 日程

(1) 取締役会決議日 平成 29 年 5 月 16 日

(2) 株主総会決議日 平成 29 年 6 月 22 日 (予定)

(3) 効力発生日 平成 29 年 6 月 22 日 (予定)

なお、本件は会社法第 449 条第 1 項但書の要件に該当するため、債権者異議申述の手続きは発生しません。

5. 今後の見通し

本件は、「純資産の部」における勘定の組替であり、当社の損益及び純資産の額の変動はなく、業績に与える影響はありません。また、上記の内容につきましては、平成 29 年 6 月 22 日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件としております。

以 上